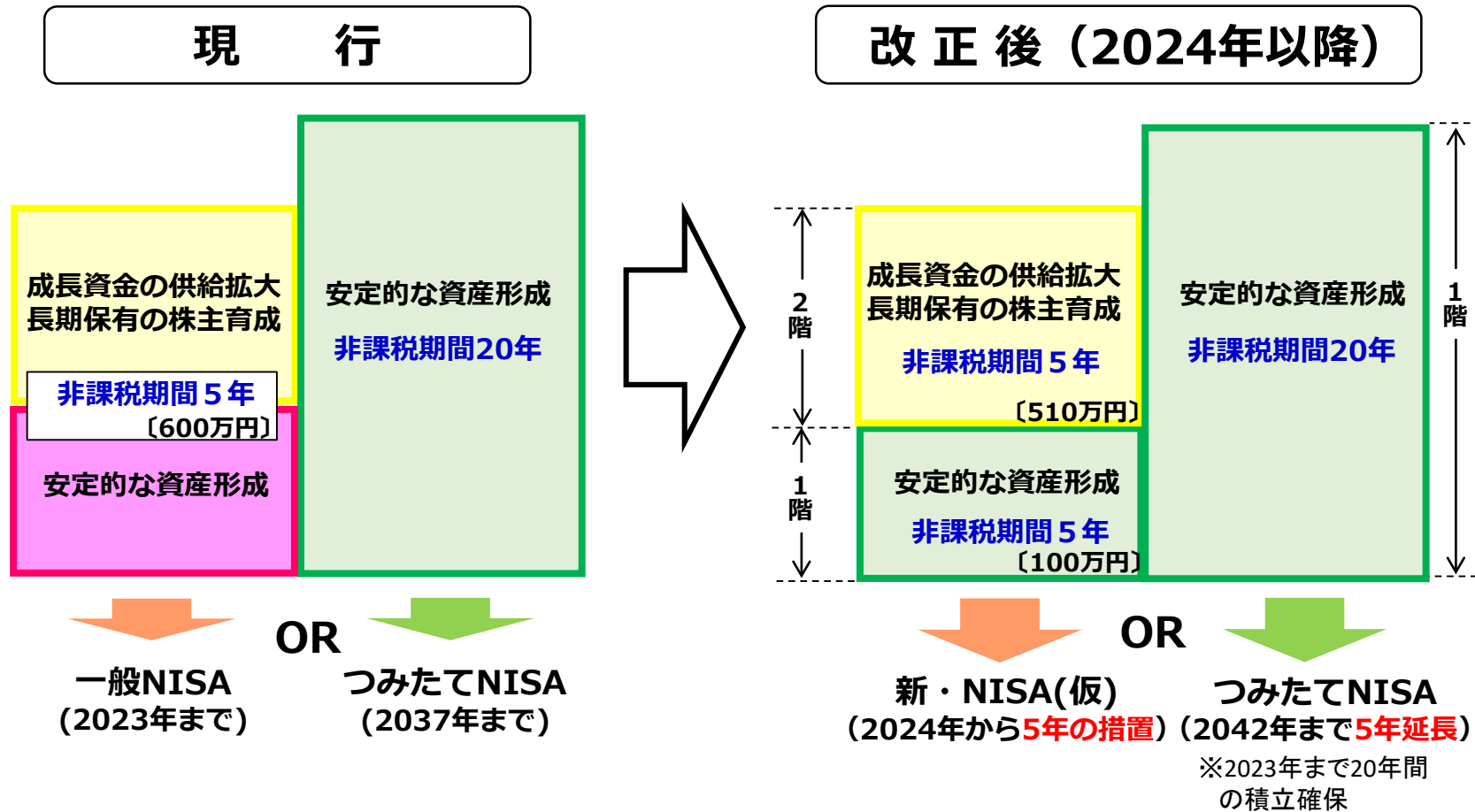


# NISA改正のイメージ

- 2階建ての**新・NISAを創設**、1階はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似
- 原則として、**1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように**  
⇒ より多くの国民が積立分散投資を経験  
(例外として、**上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能**)



※ジュニアNISAについては延長せず (2023年末で終了)

# NISA制度の見直しについて（令和2年度改正）

	新NISA <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">いずれかを選択</span>	つみたてNISA
年間の投資上限額	<b>二階 102 万円</b> <b>一階 20 万円</b> <span style="color: red;">〔原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる〕</span>	40 万円
非課税期間	<b>二階 5 年間</b> <b>一階 5 年間</b> <span style="color: red;">（一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）</span>	20 年間
口座開設可能期間	<span style="color: red;">令和6年（2024年）～令和10年（2028年）</span> （5 年間）	平成30年（2018年）～ <span style="color: red;">令和24年（2042年）</span> <span style="color: red;">（2023年まで20年間の積立確保）</span>
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等 <small>（注）</small> 一階 つみたてNISAと同様 <span style="color: red;">〔例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない〕</span>	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	（単位：万円） <p>※つみたてNISAへのロールオーバー可</p> <p>※現行一般NISAからのロールオーバー可</p>	（単位：万円） <p>（注）同時に開設可能な最大年数</p>

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。  
 （注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。